

仕 様 書

この仕様書は、令和7年度下関市中学生米国派遣研修に係る訪問団派遣業務に必要な事項を明記するものとします。

記

1 業務の名称

令和7年度下関市中学生米国派遣研修 訪問団派遣業務

2 事業概要

件 名	令和7年度下関市中学生米国派遣研修
日 時	令和7年8月17日（日）～令和7年8月23日（土）
場 所	下関市 ～アメリカ合衆国カリフォルニア州ピッツバーグ市及びその周辺地域
訪 問 団	10名 【内訳】 団員：8名（中学3年生） 団長：1名（大人） 引率：1名（大人） (※) 団長の1名分の経費については、本業務の契約金額には含めず、別途、本人に請求すること。ただし、手配については他の団員等と同様とする。
内 容	別添「日程表（案）」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

4 業務内容

以下の項目を行うものとする。

(1) 移動手段の手配

次の①～⑤の移動手段について手配を行うこと。

①航空機に係る手配

- ・福岡空港～サンフランシスコ国際空港間の往復
- ・エコノミークラス利用

- ・ 出発日の同日午前中にサンフランシスコ国際空港に到着する便を選定すること。
なお、経由地は問わないが、経由回数は1回までとする。
- ・ 復路便は、往路便の逆ルートとすること。
- ・ 航空運賃には燃油サーチャージ、航空保険料、空港使用料を含むこと。（入出国税・空港税は別途計上）
- ・ 燃油サーチャージ及び航空保険料の算定基準日は、入札日とする。ただし、急激な燃油価格の高騰や下落等により、入札時算定額と実際の経費に差が生じた場合は、契約当事者が協議の上、契約金額を変更することができる。

②日本国内往路移動に係る手配

- ・ JR 新下関駅から JR 博多駅まで新幹線利用（最繁忙期・指定席）
- ・ 地下鉄博多駅から地下鉄福岡空港駅まで福岡市地下鉄利用

③米国内往路移動に係る手配（米国到着日）

- ・ San Francisco Int'l Airport 駅から Pittsburg/Center 駅まで BART（Bay Area Rapid Transit）利用

④米国内復路移動に係る手配（米国出発日）

- ・ Pittsburg/Center 駅から San Francisco Int'l Airport 駅まで BART（Bay Area Rapid Transit）利用

⑤日本国内復路移動に係る手配

- ・ 地下鉄福岡空港駅から地下鉄博多駅まで福岡市地下鉄利用
- ・ JR 博多駅から JR 新下関駅まで新幹線利用（繁忙期・指定席）

（2）食事の手配

米国到着日の昼食の手配を行うこと。

- ・ 市との協議により行程に適した食事会場を選定し、団員の健康管理に配慮した食事を手配すること。
- ・ 食事代は、指定金額で1名あたり 3,500 円とする。

（3）添乗員の手配

本研修の全行程に随行する添乗員を手配すること。

①添乗員は、以下の条件をすべて満たす者を選定すること。

- ・ 過去 10 年の間に英語圏での海外団体旅行に添乗員として複数回従事し、そのすべてにおいて良好な成果を残した者。
- ・ 視察先における説明等に対して逐次通訳ができる程度の英語能力を有する者。

②添乗員は、計画に従って研修が安全かつ円滑に遂行されるよう、交通機関や各種施設との調整や対応を行い、行程を管理すること。

- ③添乗員は、視察先における英語での説明等に対して逐次通訳を行うこと。
- ④添乗員の宿泊先は、団長及び引率と同一のホテル「Courtyard by Marriott Antioch Pittsburg」（予定）とすること。
- ⑤添乗員は、下記（５）の事前説明会に出席すること。

（４）研修用品の手配

本研修に必要な物品を手配すること。（指定金額 10,000 円）

（５）事前説明会での説明

事前説明会（６月２１日開催予定）において、以下の説明及び手続を行うこと。

- ①日程及び現地情報等本研修の遂行に必要な情報を掲載したしおりを配布し、団員及び保護者に説明すること。
- ②海外旅行保険について説明し、加入希望者の手続を行うこと。
- ③ESTA 申請について説明し、代行申請希望者の手続を行うこと。
- ④市と事前協議の上、その他必要事項の説明及び手続を行うこと。

（６）その他

- ・業務の実施に当たっては、事前に市と協議及び調整を行い、業務に支障がないように留意すること。また、関係者と相互に連絡及び協調し、業務を円滑に遂行するように努めること。
- ・業務の遂行に必要となる設備及び人員等に係る経費は、全て契約金額に含まれるものとする。
- ・人員及び日程の変更等により、本仕様書に定めのない事項及び業務上の疑義が生じた場合は、契約当事者が別途協議を行うものとする。
- ・契約当事者の協議により、仕様書の業務内容と実施した業務内容との間に異動があり、その業務の実施に要した額が契約金額に満たないときは、契約金額を当該業務の実施に要した額に減額する。